



宮 崎 県 公 報

令和5年3月13日（月曜日） 第 389 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○建設業法施行細則の一部を改正する規則……………（管理課） 1	頁
○宮崎県営住宅の整備基準に関する条例施行規則 の一部を改正する規則……………（建築住宅課） 1	
告 示	
○森林病害虫等防除法に基づく駆除命令（薬剤防 除）……………（自然環境課） 2	
○保安林の指定予定……………（ “ ” ） 2	
○保安林の指定……………（ “ ” ） 3	
○宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正 する告示……………（水産政策課） 3	

○牛、馬、めん羊、山羊、豚等、家さん及び蜜蜂 の監視伝染病の発生予防のための検査の実施…（家畜防疫対策課） 6	
○道路の区域の変更……………（道路保全課） 7	
○港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件 の指定……………（港湾課） 7	
○建築基準法に基づく道路の位置の指定……………（建築住宅課） 7	
公安委員会公告	
○検定合格者審査の実施について…………… 7	
選挙管理委員会告示	
○令和4年7月10日執行の参議院宮崎県選出議員 選挙に係る候補者の選挙運動に関する収支報告 書の要旨…………… 9	
○不在者投票のできる施設の指定…………… 20	

規 則

建設業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和5年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第8号

建設業法施行細則の一部を改正する規則

建設業法施行細則（昭和47年宮崎県規則第18号の2）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
第1条 この規則は、建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。	第1条 この規則は、建設業法（昭和24年法律第100号）及び建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
第2条 法第5条（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により知事に提出する許可申請書及び法第11条第2項（法第17条において準用する場合を含む。）の規定により知事に提出する書類には、別記様式による技術関係の職員の名簿を添付しなければならない。	第2条 省令第6条第2号（省令第13条第1項、第13条の2第10項及び第13条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定により知事が定める許可申請書及びその添付書類並びに省令第11条（省令第13条第1項において準用する場合を含む。）において準用する省令第6条第2号の規定により知事が定める届出書及びその添付書類の部数は、正本1通及び副本2通とする。
第3条 省令第7条第2号（省令第13条第1項において準用する場合を含む。）の規定により知事が定める許可申請書及びその添付書類並びに省令第12条（省令第13条第1項において準用する場合を含む。）において準用する省令第7条第2号の規定により知事が定める届出書及びその添付書類の部数は、正本1通及び副本2通とする。	第2条 省令第6条第2号（省令第13条第1項、第13条の2第10項及び第13条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定により知事が定める許可申請書及びその添付書類並びに省令第11条（省令第13条第1項において準用する場合を含む。）において準用する省令第6条第2号の規定により知事が定める届出書及びその添付書類の部数は、正本1通及び副本2通とする。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

宮崎県営住宅の整備基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第9号

宮崎県営住宅の整備基準に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県営住宅の整備基準に関する条例施行規則（平成24年宮崎県規則第55号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(住宅の基準)</p> <p>第2条 条例第12条第2項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規則で定める措置は、住宅が<u>住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1(3)の等級3の基準を満たす措置とする。ただし、住宅の立地等により、高い性能が必要な場合は、等級4の基準を満たす措置とすることを妨げない。</u></p> <p>2～4 [略]</p>	<p>(住宅の基準)</p> <p>第2条 条例第12条第2項（条例第22条において準用する場合を含む。）の規則で定める措置は、住宅が<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第35条第1項第1号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能誘導基準（ただし、住宅の借上げの場合は同法第2条第1項第3号の規定に基づく建築物エネルギー消費性能基準、これらにより難しい場合は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第3条の2第1項の規定に基づく評価方法基準（平成13年国土交通省告示第1347号。以下「評価方法基準」という。）第5の5の5-1(3)の等級4の基準）を満たす措置とする。また、気候風土や高層等により合理的な再生可能エネルギーの活用が困難でやむを得ない場合等を除き、太陽光発電設備の設置（住宅の敷地内に設置した太陽光発電設備の活用も含む。）を行うこととする。</u></p> <p>2～4 [略]</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、同日以後に着手する宮崎県営住宅の整備基準に関する条例（平成24年宮崎県条例第70号）第2条第4号に規定する一般県営住宅等の整備について適用する。

告 示

宮崎県告示第 195号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除を命ずるので、同条第4項において準用する同法第3条第5項の規定により、当該命令に係る事項を次のように公表する。

令和5年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 区域及び期間

(1) 区域

宮崎市、延岡市、日南市、小林市、日向市、えびの市、高鍋町、新富町、川南町及び門川町に存する松林の区域のうち次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を、宮崎県環境森林部自然環境課、関係農林振興局並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和5年5月1日から令和5年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、次の各号に掲げる措置のいずれかを行うこと。

- (1) 当該樹木に、航空機を利用して行う薬剤による防除を実施すること。
- (2) 当該樹木に、地上からの薬剤による防除を実施すること。

4 命令をしようとする理由

1(1)に掲げる区域において松くい虫による被害が発生しており、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫による被害が異常にまん延し、当該区域及びその周辺の松林に重大な被害を与えるおそれがあるため。

5 その他必要な事項

3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

宮崎県告示第 196号

森林法（昭和26年法律第 249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 保安林予定森林の所在場所 日南市南郷町脇本字永畑3133-1・字須田ヶ嶺3173-1・3176-1・3224-1・字寺之久保3225・3227・3233（以上7筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興

局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第197号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和5年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林の所在場所 日南市大字吉野方字古ノ塚5997、5998
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県南那珂農林振興局並びに日南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示をここに公表する。

令和5年3月13日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県告示第198号

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の一部を改正する告示

宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程(昭和55年宮崎県告示第115号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(貸付け)</p> <p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第124号)、沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)及び沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年農林水産省告示第535号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第234号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年農林水産省告示第536号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)及び農林漁業者有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則(平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。)及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施</p>	<p>(貸付け)</p> <p>第1条 県は、沿岸漁業改善資金助成法(昭和54年法律第25号。以下「法」という。)、沿岸漁業改善資金助成法施行令(昭和54年政令第124号)、沿岸漁業改善資金助成法施行規則(昭和54年農林水産省令第22号)及び沿岸漁業改善資金助成法施行令第2条の表第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年農林水産省告示第535号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成20年法律第38号。以下「農工商等連携促進法」という。)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令(平成20年政令第234号)、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置等を定める省令(平成20年農林水産省令第48号)及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条第2項第2号イの農業者等が実施する農業改良措置を支援するための措置を定める省令第4条第5号の農林水産大臣が定める基準等を定める件(令和4年農林水産省告示第536号)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律(平成20年法律第45号。以下「バイオ燃料法」という。)、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行令(平成20年政令第296号)及び農林漁業者有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律施行規則(平成20年農林水産省・経済産業省・環境省令第1号)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成22年法律第67号。以下「六次産業化法」という。)、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行令(平成23年政令第15号)及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律施行規則(平成23年農林水産省令第7号)、<u>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和4年法律第37号。以下「みどりの食料システム法」という。)</u>、<u>環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の</u></p>

行等に関する政令（平成23年政令第 132号。以下「東日本大震災特財令」という。）の定めるところによるほか、この告示に定めるところにより、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付け、農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第5条第1項の認定を受けた者であって同条第4項第3号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）については、経営等改善資金（別表第1の1の(1)から(7)までの資金に限る。）を貸し付けるものとする。

促進等に関する法律施行令（令和4年政令第 229号）及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律施行規則（令和4年農林水産省令第42号）並びに東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「東日本大震災特財法」という。）及び東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第 132号。以下「東日本大震災特財令」という。）の定めるところによるほか、この告示に定めるところにより、法第3条第1項に規定する沿岸漁業従事者等（以下「沿岸漁業従事者等」という。）に対して、経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金（以下「沿岸漁業改善資金」という。）を貸し付け、農商工等連携促進法第4条第1項の認定を受けた中小企業者であって同条第2項第2号ハに規定する措置を行うもの（以下「認定中小企業者」という。）及び六次産業化法第5条第1項の認定を受けた者であって同条第4項第3号に規定する措置を行うもの（以下「促進事業者」という。）については、経営等改善資金（別表第1の1の(1)から(7)までの資金に限る。）を貸し付けるものとする。

別表第1（第2条、第4条関係）

資金種類	貸付内容	貸付の相手方	貸付限度額	償還期間等
1 経営等改善資金 (1) 操船作業省力化機器等設置資金	[略]			7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条の規定が適用される場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の規定が適用される場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）。
[略] (5) 新養殖技術導入資金	[略]			4年以内（据置期間2年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条の規定が適用される場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を

別表第1（第2条、第4条関係）

資金種類	貸付内容	貸付の相手方	貸付限度額	償還期間等
1 経営等改善資金 (1) 操船作業省力化機器等設置資金	[略]			7年以内（据置期間1年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条の規定が適用される場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）、六次産業化法第11条の規定が適用される場合にあつては9年以内（据置期間3年以内を含む。）、 <u>みどりの食料システム法第25条の規定が適用される場合にあつては9年以内（据置期間1年以内を含む。）。</u>
[略] (5) 新養殖技術導入資金	[略]			4年以内（据置期間2年以内を含む。）。ただし、農商工等連携促進法第14条の規定が適用される場合にあつては5年以内（据置期間3年以内を含む。）、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあつては5年以内（据置期間2年以内を

<p>(6) 資源管理型漁業推進資金</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>含む。)、六次産業化法第11条の規定が適用される場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)</p> <p>10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第14条の規定が適用される場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあっては12年以内(据置期間3年以内を含む。)、六次産業化法第11条の規定が適用される場合にあっては9年以内(据置期間3年以内を含む。)</p>	<p>(6) 資源管理型漁業推進資金</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>含む。)、六次産業化法第11条の規定が適用される場合にあっては5年以内(据置期間3年以内を含む。)、<u>みどりの食料システム法第25条の規定が適用される場合にあっては5年以内(据置期間2年以内を含む。)</u></p> <p>10年以内(据置期間3年以内を含む。)。ただし、農商工等連携促進法第14条の規定が適用される場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、バイオ燃料法第10条の規定が適用される場合にあっては12年以内(据置期間3年以内を含む。)、六次産業化法第11条の規定が適用される場合にあっては12年以内(据置期間5年以内を含む。)、<u>みどりの食料システム法第25条の規定が適用される場合にあっては12年以内(据置期間3年以内を含む。)</u></p>
--	---	--	---

「申請者の住所 〒

(ふりがな)

別記様式第1号の2中

氏名又は名称並びに法人及び法人格のない団体にあつては、その代表者の氏名

を

生年月日(昭和・平成) 年 月 日(年齢) 歳 印

「申請者の住所 〒

(ふりがな)

氏名又は名称並びに法人及び法人格のない団体にあつては、その代表者の氏名

に改め、同様式(注)中4を削り、5中

生年月日(昭和・平成・令和) 年 月 日(年齢) 歳

担当者名(法人又は法人格のない団体の場合)

連絡先

「継紙を用い割印をすること」を「行を適宜追加すること」に改め、5を4とし、6を5とし、7を6とし、同様式別紙1中

「代表者氏名 印」を「代表者氏名」に改め、同様式別紙2中

大・昭・平
年 月 日

を

大・昭・平・令
年 月 日

に改め、同様式別紙2注中「性別」の次に「(戸籍上の性別)」を加える。

別記様式第5号及び別記様式第7号中

「住 所
 「住 所 氏名又は名称
 及び代表者名
 を
 氏名又は名称
 及び代表者名
 ④」 担 当 者 名
 （法人又は法人格のない団体の場合）
 連 絡 先
 」
 に改める。

別記様式第9号の1から別記様式第9号の3までの規定中「④」を削る。

附 則

（施行期日）

- この告示は、公表の日から施行する。
 （用紙に関する経過措置）
- この告示の施行の際現に存するこの告示による改正前の宮崎県沿岸漁業改善資金貸付規程の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県告示第 199号

牛、馬、めん羊、山羊、豚等、家きん及び蜜蜂の監視伝染病の発生を予防するための検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第 166号）第5条第1項の規定により、検査の対象となる牛、馬、めん羊、山羊、豚等、家きん及び蜜蜂の所有者に対し当該検査を受けることを命ずる。

令和5年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

家畜の種類	監視伝染病の種類	家畜の範囲	検査の方法	実践する区域	実施の期日
牛	ブルセラ症	実施区域内で飼育されている牛で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した牛	エライザ検査	県内一円	令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
	結核		ツベルクリン皮内反応		
	ヨーネ病		一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	牛伝染性リンパ腫				
	アカバネ病				
	チュウザン病				
	アイノウイルス感染症				
	イバラキ病				
	牛流行熱				
	牛ウイルス性下痢		一般臨床検査及び抗原検査		
	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満96月以上の死亡牛若しくは起立不能を呈し月齢又は推定月齢が満48月以上で、家畜保健衛生所が検査牛として選定した死亡牛	エライザ検査		
馬	馬伝染性貧血	実施区域内で飼育されている馬で、家畜保健衛生所が検査馬として選定した馬	一般臨床検査及び抗体検査 一般臨床検査及び細菌検査		
	馬インフルエンザ				
	馬バラチフス				
	馬伝染性子宮炎				
めん羊及び山羊	伝達性海綿状脳症	月齢又は推定月齢が満18月以上で、家畜保健衛生所が検査めん羊及び検査山羊として選定しためん羊及び山羊	ウェスタンブロット法		
豚等	豚熱	実施区域内で飼育されている豚等で、家畜保健衛生所が検査豚等として選定した豚等	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査		
	アフリカ豚熱				
	オーエスキー病				
	伝染性胃腸炎				

	豚繁殖・呼吸障害症候群			
	豚流行性下痢			
家きん	高病原性鳥インフルエンザ	実施区域内で飼育されている家きんで、家畜保健衛生所が検査家きんとして選定した家きん	一般臨床検査及び抗体検査又は遺伝子検査	
	低病原性鳥インフルエンザ			
	ニューカッスル病		一般臨床検査及び細菌検査	
	家きんサルモネラ症			
	鳥マイコプラズマ症			
蜜蜂	腐蛆病	実施区域内で飼育されている蜜蜂で、家畜保健衛生所が検査蜜蜂として選定した蜜蜂	一般臨床検査又は細菌検査	

宮崎県告示第 200号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年3月13日から同年同月27日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
212	県道	浦城東海線	延岡市浦城町1126番 1 16地先から同市同町1150番 7 地先まで	旧	13.1～25.8	203.2
				新	12.7～25.8	203.2

宮崎県告示第 201号

港湾法（昭和25年法律第 218号）第37条の11第 1 項の規定により、放置等を禁止する区域及び当該区域内において放置等を禁止する物件を次のとおり指定し、令和5年3月13日から適用する。

なお、図面は省略し、宮崎県県土整備部港湾課及び中部港湾事務所に備え置いて縦覧に供する。

また、港湾法に基づく放置等を禁止する区域及び物件の指定（平成23年宮崎県告示第 468号）は、廃止する。

令和5年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

港 湾 名 (所在市町村)	放置等禁止区域	放置等禁止物件
内海港 (宮崎市)	内海港港湾区域及び同港臨港地区の一部	船舶 道路運送車両法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する自動車、原動機付自転車及び軽車両並びに同条第 8

項に規定する使用済自動車

宮崎県告示第 202号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和5年3月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	申請者氏名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(小林) 2022-2	堀修一郎	小林市堤字金鳥居 3035番14	5.00 ～ 6.05	40.80	令和5年2月28日

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第 2 号

警備業法の一部を改正する法律（平成16年法律第50号）附則第 5 条に規定する審査（以下「検定合格者審査」という。）を次のとおり実施する。

令和5年3月13日

宮崎県公安委員会委員長 島 津 久 友

- 1 検定合格者審査の種別及び級並びに資格
 - (1) 空港保安警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項の表に規定する空港保安警備（以下「空港保安警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であって同条第 2 項に規定する 1 級に係るもの（以下「旧 1 級検定」という。）に合格した者
 - (2) 空港保安警備業務に係る 2 級の検定合格者審査

空港保安警備に係る旧 1 級検定又は旧検定であって、旧規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級に係るもの（以下「旧 2 級検定」という。）に合格した者
 - (3) 施設警備業務に係る 1 級の検定合格者審査

- 旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する常駐警備（以下「常駐警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
- (4) 施設警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
常駐警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (5) 交通誘導警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する交通誘導警備（以下「交通誘導警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
- (6) 交通誘導警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
交通誘導警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (7) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する核燃料物質等運搬警備（以下「核燃料物質等運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
- (8) 核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る 2 級の検定合格者審査
核燃料物質等運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- (9) 貴重品運搬警備業務に係る 1 級の検定合格者審査
旧規則第 1 条第 1 項の表に規定する貴重品運搬警備（以下「貴重品運搬警備」という。）に係る旧 1 級検定に合格した者
- (10) 貴重品運搬警備に係る 2 級の検定合格者審査
貴重品運搬警備に係る旧 1 級検定又は旧 2 級検定に合格した者
- 2 検定合格者審査の対象者
検定合格者審査は、旧検定に合格した者のうち、次に掲げる者以外の者に対して行う。
- (1) 旧検定に合格した警備員であって、検定規則施行（平成 17 年 11 月 21 日）の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に従事しており、かつ、当該警備業務に従事している期間が継続して 1 年以上であるもの
- (2) 旧検定に合格した者であって、検定規則施行の際、現に、当該旧検定に係る警備業務に係る指定講習（旧規則第 12 条第 1 項に規定する指定講習をいう。）の講師として従事しており、かつ、当該講師として従事している期間が継続して 1 年以上であるもの
- 3 検定合格者審査の日時

区 分	審 査 日 時
審 査	令和 5 年 6 月 15 日（木）午前 9 時 30 分から

※ 当日の受付は、午前 9 時から午前 9 時 30 分までに済ませること。

- 4 検定合格者審査の場所
宮崎市清武町今泉丙 2559 番地 1
宮崎県建設技術センター
- 5 検定合格者審査の実施要領
- (1) 検定合格者審査は、学科試験と実技試験により実施し、学科試験に合格した者のみ実技試験を実施する。
学科試験は、5 枝択一式の筆記試験により行う。
- (2) 1 級の検定合格者審査の科目及び内容
- ア 学科試験
- イ 科目
- 警備業務に関する基本的な事項
 - 法令に関すること。

- 警備業務の実施に関すること。
 - 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 問題数
10 問
- イ 実技試験
- (ア) 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 内容
徒手の護身術の基本動作を 2 種類実施
- (3) 2 級の検定合格者審査の科目及び内容
- ア 学科試験
- (ア) 科目
- 警備業務に関する基本的な事項
 - 法令に関すること。
 - 警備業務の実施に関すること。
 - 警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 問題数
10 問
- イ 実技試験
- (ア) 科目
警備業務に係る事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
- (イ) 内容
徒手の護身術の基本動作を 1 種類実施
- 6 検定合格者審査申請書の提出方法
- (1) 提出先
住所地又は警備員である者は属する営業所の所在地を管轄する警察署等
- (2) 提出期間及び時間

区 分	提出期間及び時間
審 査	令和 5 年 4 月 3 日（月）から 4 月 14 日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前 9 時から午後 4 時までの間

- (3) 提出方法
提出は、審査申請者本人によることを原則とするが、委任状があれば代理人でも良い。郵送による申請は認めない。
- 7 提出書類
- (1) 審査申請書 1 通
- (2) 旧検定合格証の写し 1 枚
- (3) 写真 1 葉（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景で、裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの）
- (4) 次のいずれかの書面（宮崎県公安委員会以外の公安委員会発行の旧検定合格証の所持者に限る。）
- 県内居住者であることを疎明する書面
 - 県内の営業所に属することを疎明する書面
- 8 審査手数料
4,700 円に相当する宮崎県収入証紙を審査申請書に貼付して提出すること。
審査手数料は、審査辞退その他いかなる場合にも返還しない。

9 受検票の交付

受検票は審査当日、審査会場において交付する。

10 その他

- (1) この検定の実施に際して収集する個人情報は、この検定に関する目的以外には使用しない。
- (2) 公示後、社会情勢の変化により、審査実施の見合せ等の措置を講ずる必要が生じた場合には、速やかに県警ホームページに掲載する。
- (3) 本件に関する問合せは、宮崎県警察本部生活安全部生活環境課警備業係（代表電話0985-31-0110）に行うこと。

選挙管理委員会告示**宮崎県選挙管理委員会告示第11号**

令和4年7月10日執行の参議院宮崎県選出議員選挙に係る候補者の選挙運動に関する収入及び支出の報告書の要旨について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年3月13日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和 4 年 7 月 1 0 日執行参議院宮崎県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
35,407,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	今村幸史	所属党派	参政党	期 間 月 日から 月 日まで 第 回分
出納責任者氏名	今村幸史			

(注) 出納責任者である候補者今村幸史は、上記選挙に係る選挙運動収支報告書を未提出のまま死亡した。

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年7月10日執行参議院宮崎県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
- 35,407,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	黒木章光	所属党派	国民民主党	期 間	5月18日から 7月21日まで
出納責任者氏名	田村吉宏				

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人件費		3,938,750
		円	家屋費		193,032
国民民主党	政党	2,000,000	選挙事務所費		191,032
国民民主党宮崎県 参議院選挙区第1総支部	政党支部	8,743,151	集会会場費		2,000
			通信費		0
			交通費		528,103
			印刷費		1,183,450
			広告費		5,915,040
			文具費		1,522
			食糧費		342,483
			休泊費		144,850
その他の寄附	件	0	雑費		209,667
その他の収入		0			
今回計		10,743,151	今回計		12,456,897
前回計		0	前回計		0
総計		10,743,151	総計		12,456,897

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	2,090,000円
	計	2,090,000円

報告書受理年月日	令和4年 7月22日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和 4 年 7 月 1 0 日執行参議院宮崎県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
35,407,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	黒木章光	所属党派	国民民主党	期 間	7月26日から 第2回分 8月3日まで
出納責任者氏名	田村吉宏				

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額) 円	人 件 費	家 屋 費	
			選挙事務所費	集合会場費	0
			通 信 費	交 通 費	0
			印 刷 費	廣 告 費	0
				文 具 費	148,500
				食 糧 費	0
				休 泊 費	0
その他の寄附	件	0	雑 費		14,981
その他の収入		0			
今 回 計		0	今 回 計		163,481
前 回 計		10,743,151	前 回 計		12,456,897
総 計		10,743,151	総 計		12,620,378

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	2,090,000円
	計	2,090,000円

報告書受理年月日	令和4年 8月31日 第2回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年7月10日執行参議院宮崎県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
- 35,407,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	黒田 奈々	所属党派	立憲民主党	期 間	6月 8日から 第1回分 7月19日まで
出納責任者氏名	広瀬 素奈				

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		1,345,000
			家 屋 費		1,403,270
			選挙事務所費		1,403,270
立憲民主党	政 党	5,000,000	集合会場費		0
			通 信 費		273,570
			交 通 費		33,740
			印 刷 費		2,105,444
			広 告 費		4,577,994
			文 具 費		29,110
			食 糧 費		314,857
			休 泊 費		230,250
その他の寄附	1件	10,000	雑 費		277,134
その他の収入		0			
今 回 計		5,010,000	今 回 計		10,590,369
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		5,010,000	総 計		10,590,369

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	312,800円
	ビラの作成	802,100円
	ポスターの作成	864,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	199,100円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	179,300円
	政見放送のための録画等	3,275,000円
	計	5,802,139円

報告書受理年月日	令和4年 7月22日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和 4 年 7 月 1 0 日執行参議院宮崎県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
35,407,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	黒田 奈々	所属党派	立憲民主党	期 間	7月23日から 9月26日まで
出納責任者氏名	広瀬 素奈				

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		0
		円	家 屋 費		0
立憲民主党宮崎県 参議院選挙区第1総支部	政党支部	222,956	選挙事務所費		0
			集会会場費		0
			通 信 費		72,776
			交 通 費		0
			印 刷 費		0
			広 告 費		253,000
			文 具 費		0
			食 糧 費		0
			休 泊 費		0
その他の寄附	1件	5,000	雑 費		123,950
その他の収入		0			
今 回 計		227,956	今 回 計		449,726
前 回 計		5,010,000	前 回 計		10,590,369
総 計		5,237,956	総 計		11,040,095

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	312,800円
	ビラの作成	802,100円
	ポスターの作成	864,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	169,839円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	199,100円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	179,300円
	政見放送のための録画等	3,275,000円
	計	5,802,139円

報告書受理年月日	令和4年 9月29日 第2回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年7月10日執行参議院宮崎県選出議員選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

35,407,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	白江好友	所属党派	日本共産党	期 間	4月8日から 7月25日まで 第1回分
出納責任者氏名	長友ちか				

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		0
			家 屋 費		232,800
			選挙事務所費		232,800
日本共産党	政党支部	1,677,172	集合会場費		0
宮崎県委員会			通 信 費		10,156
			交 通 費		0
			印 刷 費		1,050,610
			広 告 費		3,209,798
			文 具 費		0
			食 糧 費		65,978
			休 泊 費		0
その他の寄附	件	0	雑 費		10,830
その他の収入		0			
今 回 計		1,677,172	今 回 計		4,580,172
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		1,677,172	総 計		4,580,172

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	2,903,000円
	計	2,903,000円

報告書受理年月日 令和4年 7月25日 第1回報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和 4 年 7 月 1 0 日執行参議院宮崎県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
35,407,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	白江 好 友	所属党派	日本共産党	期 間	7月31日から 7月31日まで 第2回分
出納責任者氏名	長 友 ち か				

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費	家 屋 費	
		円	選挙事務所費	集 合 会 場 費	0
			通 信 費	交 通 費	20,540
			印 刷 費	広 告 費	0
			文 具 費	食 糧 費	0
			休 泊 費	雑 費	0
その他の寄附	1件	20,540	今 回 計	前 回 計	20,540
その他の収入		0	今 回 計	前 回 計	4,580,172
今 回 計		20,540	今 回 計	前 回 計	20,540
前 回 計		1,677,172	今 回 計	前 回 計	4,580,172
総 計		1,697,712	今 回 計	前 回 計	4,600,712
総 計		1,697,712	総 計	前 回 計	4,600,712

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	2,903,000円
	計	2,903,000円

報告書受理年月日	令和 4 年 8 月 5 日 第 2 回報告分
----------	-------------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年7月10日執行参議院宮崎県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
- 35,407,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松下新平	所属党派	自由民主党	期間	4月25日から 第1回分 7月22日まで
出納責任者氏名	大出浩己				

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		1,494,607
			家 屋 費		1,985,728
			選挙事務所費		1,822,838
自由民主党宮崎県	政党支部	7,000,000	集会会場費		162,890
参議院選挙区第一支部			通 信 費		78,489
嘉味田 朝治	会 社 員	136,000	交 通 費		808,420
上 原 和 子	無 職	35,000	印 刷 費		2,468,000
			広 告 費		4,916,317
			文 具 費		115,491
			食 糧 費		423,913
			休 泊 費		312,140
その他の寄附	2件	55,000	雑 費		467,269
その他の収入		0			
今 回 計		7,226,000	今 回 計		13,070,374
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		7,226,000	総 計		13,070,374

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	312,000円
	ビラの作成	802,100円
	ポスターの作成	1,350,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	168,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	212,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	200,000円
	政見放送のための録画等	3,275,000円
	計	6,319,100円

報告書受理年月日	令和4年 7月25日 第1回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和 4 年 7 月 1 0 日執行参議院宮崎県選出議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)
35,407,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	松下新平	所属党派	自由民主党	期 間	7月23日から 第2回分 9月13日まで
出納責任者氏名	大出浩己				

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		0
		円	家 屋 費		451,590
自由民主党宮崎県 参議院選挙区第一支部	政党支部	610,000	選挙事務所費		424,930
			集会会場費		26,660
			通 信 費		136,030
			交 通 費		0
			印 刷 費		147,000
			広 告 費		0
			文 具 費		0
			食 糧 費		0
			休 泊 費		0
その他の寄附	件	0	雑 費		342,107
その他の収入		0			
今 回 計		610,000	今 回 計		1,076,727
前 回 計		7,226,000	前 回 計		13,070,374
総 計		7,836,000	総 計		14,147,101

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	312,000円
	ビラの作成	802,100円
	ポスターの作成	1,350,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	168,000円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	212,000円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	200,000円
	政見放送のための録画等	3,275,000円
	計	6,319,100円

報告書受理年月日	令和4年 9月22日 第2回報告分
----------	-------------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和4年7月10日執行参議院宮崎県選出議員選挙
 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額 (法定選挙運動費用額)

35,407,200円

3 報告書の要旨

候補者氏名	森 大地	所属党派	NHK党	期 間	6月22日から 第1回分 7月13日まで
出納責任者氏名	森 大地				

収 入			支 出		円
主たる寄附 (氏名) (団体名)	(職 業)	(寄附額)	人 件 費		423,830
			家 屋 費		0
			選挙事務所費		0
NHK党	政 党	600,034	集会会場費		0
			通 信 費		0
			交 通 費		0
			印 刷 費		176,204
			広 告 費		2,835,835
			文 具 費		0
			食 糧 費		0
			休 泊 費		0
その他の寄附	件	0	雑 費		0
その他の収入		0			
今 回 計		600,034	今 回 計		3,435,869
前 回 計		0	前 回 計		0
総 計		600,034	総 計		3,435,869

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ビラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	政見放送のための録画等	2,835,835円
	計	2,835,835円

報告書受理年月日 令和4年 7月25日 第1回報告分

宮崎県選挙管理委員会告示第12号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票のできる施設として次のとおり指定した。

令和5年3月13日

宮崎県選挙管理委員会委員長 茂 雄 二

名 称	所 在 地	指定年月日
医療法人春光会春光 会記念病院	日南市大字星倉4600 番 1	令和5年3月2日